

入札監理小委員会  
第689回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第689回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月26日（金）13：17～14：44

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
  - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発注者支援業務（新横浜）
  - 豊川用水二期用地補償支援業務（独立行政法人水資源機構）
  - 現場技術業務（内閣府、農林水産省）及び発注者支援業務（国土交通省）
3. 閉会

### <出席者>

関野主査、小尾副主査、井熊専門委員、柏木専門委員

#### （独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

建設企画部 企画課 古谷課長  
今井課長補佐

関東甲信工事局計画課 上塘課長  
三浦係長  
大久保係長

#### （独立行政法人水資源機構）

用地管財部 敷根次長  
用地管財部 用地補償課 登里課長  
関口課長補佐  
技術管理室 契約企画課 江頭課長  
山田課長補佐

#### （農林水産省）

農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 土屋室長

#### （北海道開発局）

農業水産部 農業設計課 正野課長補佐

(事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 入室)

○事務局 それでは、ただいまから第689回入札監理小委員会を開催します。初めに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発注者支援業務（新横浜）の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構建設企画部企画課、古谷課長から御説明をお願いしたいと思います。

○古谷課長 ただいま御紹介いただきました、鉄道運輸機構企画課長の古谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、民間競争入札実施事業ということで、発注者支援業務（新横浜）の件につきまして、御審議いただけたらと思います。

それでは、説明のほうは担当の今井からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 それでは、鉄道運輸機構の今井が御説明いたします。

右肩に資料1と書いてある資料を御覧ください。時間の関係もありますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。

資料の1、事業の概要ですが、下から2行目、「令和4年～5年度関東甲信工事局発注者支援業務（新横浜）」を対象として、市場化テストを実施しております。

こちらの（1）業務内容ですが、本業務は、鉄道運輸機構関東甲信工事局における発注者の業務を支援し、その円滑な履行を図ることを目的とし、以下に掲げる内容を行うものであります。1）工事発注に係る補助業務、2）工事及び役務の受注者等から提出された資料の収集・整理等の補助業務、3）発注者業務が行う関係機関との協議・調整に要する資料の収集・整理・作成、協議打合せ簿の作成等の補助業務、4）その他といたしまして、上記各条項において工事及び役務契約上重大な事案等が発見された場合は、遅延なく報告するといったものが業務内容となっております。

（2）契約期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月29日までの2年間を契約期間としております。

（3）契約の相手方ですが、プラネット・コンサルタントが受注しております。

（4）実施状況評価期間ですが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを評価期間としております。

次のページに移ります。（5）契約者決定の経緯ですが、入札実施要項に基づき、入札参加者（2者）から提出された技術資料について技術評価点を審査しました。入札価格につ

いては、開札した結果、2者が予定価格の範囲内であったことから、この2者について総合評価を行い、評価値の最も高い者を落札者といたしました。

2、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価です。(1)民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況については、以下の評価項目で評価を行いました。表の中にございます(1)業務の内容と(2)監督員による採点の結果について、それぞれ評価を行いました。

(1)業務の内容ですが、評価の指標といたしまして、以下に示す業務について適切に実施したかどうかを判断しております。1ポツ、工事発注に係る補助業務、2ポツ、工事及び役務に係る補助業務、3ポツ、関係機関との協議・調整に係る補助業務、4ポツ、役務、工事受注者または外部から通知等を受けた場合は、速やかに発注者にその内容を正確に伝えることです。

こちらにおきましては、評価としましては、業務打合せ記録簿及び業務実施報告書による月ごとの実施業務内容を確認し、工事発注に係る業務、役務及び工事の履行に係る業務、関係機関との協議・調整に係る業務について、適切に実施されており、満足のいく成果物が提出されておりますので、こちらを「適」と評価しております。

続きまして、監督員による採点結果です。こちらは業務開始後、業務の目標の達成状況を確認・評価するために、年に2回、9月と2月に、監督員による作業成績の採点を実施し、その結果が実施要項において業務実績と認められる評定点(65点以上)を維持することを指標としております。

こちらにつきましては、令和4年度、平均70.3点とございますが、資料の後ろ側にアンケートというかたちの採点表をつけてございます。右肩に令和4年9月と書いてございます作業成績評定表を御覧ください。こちらの評価内容の指標を設定いたしまして、こちらの評価点は、各監督員ごとに評価をしております。監督員3名ございますので、こちらの令和4年9月が3枚ございますが、この評価点が65点以上になるかというものを令和4年9月と令和5年の2月に実施しており、こちら、アンケートの結果が、先ほどのページに戻っていただきまして、平均点70.3点を確保していることから、こちらに関しても「適」という評価をしております。

説明を続けます。3、実施経費の状況及び評価、(1)実施経費ですが、1ポツ目、市場化テスト実施前の契約金額、こちらは平成30年4月から令和2年3月までの市場化テスト前の契約金額ですが、1億2,600万、落札率98.84%という形になっております。

こういった形で後ろに①と書いてございますが、後ほど詳しく御説明しますが、経費削減効果を①から④までの評価項目を立てて分析をしたいと考えてございます。ページ3ページ目に移りまして、2ポツ目、市場化テスト（第1期）、こちらは令和2年4月から令和4年3月までですが、こちらの契約金額が9,700万、落札率が99.38%となっております。こちらは②と設定しております。市場化テスト（第2期）、今回の市場化テストですけれども、こちらの契約金額が8,700万、落札率が84.98%、②´という形で設定しております。後の分析で使いますので、このまま説明を続けますが、後ほど詳しく説明いたしますが、今回、契約した内容の中で特出ししている業務量が減少したこと等による減額分、こちら、3,196万円というものがございます。シールド工事区間が受託範囲でなくなったこと及び地質調査完了したことによる業務量が減少した分という形で③として設定しております。4ポツ目、最後のポツ、人件費等が上昇したことによる増額分ということで、④番、714万円でございます。

分析する項目が少し多くて恐縮なのですが、その分析は（2）の経費削減効果というところでございます。市場化テスト実施前と今回の第2期実施後の契約金額は、比較すると以下のとおり、年間1,950万円減少しています。その内訳というのが②´、今回の契約金額8,700万円に対して、市場化テスト実施前が1億2,600万円ですので、3,900万円、2年間契約ですので、割る2をいたしまして単年度換算いたしますと、1,950万円の減額となります。しかしながら、業務量が減少したこと等による減額分及び人件費等が上昇したことによる増額分を控除して比較した場合は、以下のとおり、単年度換算で709万円の減少と考えてございます。こちらの計算式が下にございますが、今回、落札額が決定いたしました8,600万円に、業務量が減少した3,196万円をオンする形、減少分を上乗せして、その中で人件費が上昇した分という714万を差し引いて、評価する基準を統一したという形になっております。そこから当初の契約した1億2,600万円を差し引きますと、1,418万円の減少、縮減額となりますので、これらも2年間の契約となるので、割る2をして単年度換算すると、約700万円の縮減額と考えてございます。

（3）番の評価ですが、従来事業から業務量が減少したこと等による減額分及び人件費等が上昇したことによる増額分を控除して比較した場合、年間709万円（11.3%）減少となっており、市場化テストによる経費削減の効果があったと考えられます。

ページ進みます。4ページ目、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということで、今回、受注者側から提出された提案ですが、受注者の技術力向上のため、ウェブ等を活用した外部講習受講による継続教育の実施というものがございます。こちらは、技術者としての基礎知識向上のために、例えば土木学会とかで行われているウェブ等を活用して講習を受けるという形で、技術力の向上を事業者側から提案されているということになります。

5番、全体的な評価。本事業は、市場化テストの事業対象として、令和4年4月から令和6年3月までを第2期として現在実施中でございます。これまでの業務全体を通しての実施状況は以下のとおりでございます。

①実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置がなく、また法令違反行為もなかった。

②当機構には、外部有識者等で構成され、契約の点検・見直しを行う仕組みとして、契約監視委員会や入札監視委員会が設置されております。この枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整っており、関東甲信局内に設置されている入札監視委員会においても、本事業について審議を受けております。

③受注者の人員確保を考慮し、入札スケジュールを前倒しし、主任技術者及び担当技術者に対する要件緩和によって競争性を高めました。その結果、市場化テスト実施前は1者応札であったところ2者応札があり、競争性が確保されたと評価できると考えております。

④作業成績評定点は、市場化テスト実施前と比べてほぼ同程度であり、実施要項において業務実績と認められる評定点65点以上であったことから、確保されるべき公共サービスの質は十分達成されたものと考えております。

⑤従来経費から業務量が減少したこと等による減額分及び人件費等が上昇したことによる増額分を控除して比較した場合、実施経費は年間709万円減少しており、経費削減の効果があつたと認められます。

6番、今後の方針です。以上のとおり、発注者支援業務（新横浜）については、全体において良好な実施結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、市場化テストを終了することとしたい。なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札監視委員会における審議を通じて指摘された競争性の改善を通じた公共サービスの質、コスト削減等を踏まえた上で、引き続き公共サービ

ス改革法の趣旨に基づき、当機構自ら公共サービスの質の向上、コスト削減等に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価案につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案につきまして、資料A-1に基づき御説明いたします。

事業の概要は機構から説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

IIの評価について以降を御説明いたします。

評価の概要ですが、終了プロセスに移行することが相当と考えます。

続いて、評価の検討です。サービスの質の達成状況及び評価について、資料A-1 評価案の2ページ目に、質の確保について記載しております。実施要項に示された確保されるべき水準は、記載のとおり、適切に実施されております。併せて、主任技術者及び配置技術員への満足度アンケート調査も実施しており、資料1、別紙のとおり、専門技術力、管理技術力、取組姿勢、全てにおいて基準を満たしており、適切に履行されていると評価します。

続きまして、(3) 実施経費です。従来業務から発注業務量が減少したことによる減少額分、人件費等が上昇したことによる増額分を控除して比較した場合、11.3%削減しており、一定の効果が上がったものと評価できます。

(4) 選定の際の課題に対応する改善です。競争性に課題が認められたところ、広く競争性を確保できるように、資格要件の再検討、情報開示の充実、新規参入の工夫等を実施し、本業務開始以降、初めて2者応札するに至り、その改善が認められました。

(5) 評価のまとめでございます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、全て目標を達成していると評価することができます。また、実施経費についても(3)のとおり、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と併せて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。なお、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置ではなく、法令違反行為等もありませんでした。また、機構において外部有識者で構成されている入札監視委員会が設置されており、チェックを受ける仕組みが備えられています。

最後に、今後の方針です。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テスト終了することが適当であると考えます。市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えます。

事務局からの説明は以上となります。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

全体的にうまくいっていますし、今回2者ということで、終了には特に問題はないかと思うのですが、参考までに教えていただきたいのですけれども、今回これを進めるに当たっては、どこが一番、2者応札に効いた部分なのか。その分析はされていますか。

○古谷課長 御質問ありがとうございます。鉄道運輸機構企画課長の古谷でございます。

今ほどの御質問ですけれども、結果的に受注に応じた2者に聞いたわけではないので想定にはなりますが、技術員の要件を緩和したというところが一番大きいかなどは考えてございます。具体的には経験年数を5年から2年に短縮したというところで、配置できる技術者の裾野が広がったというところで、数をそろえることができたのではないかと考えてございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。

今回、業者が変わっていないので、それが実際に問題になるかどうかというのは分からないかもしれませんが、問題がないようであれば、そのまま引き続き今後も実施していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。

大変良好な結果なので言うことないのですけれども、少し関係ない質問ですが、資料A-2でシールドトンネル区間が受託範囲でなくなったから経費を抜きましたという説明があるのですけれども、何でシールドトンネル区間が受託範囲でなくなったのでしょうか。

自分自身で実施した等ではないかと思うのですけれども、もしお分かりでしたら教えてください。

○古谷課長 御質問ありがとうございます。鉄道運輸機構の古谷でございます。

この案件、発注者支援業務（新横浜）と言っておりますのは、中央新幹線の関係でJR東海から受託をしている事業の実施の一部ということでございます。ですので、我々受託をしている身でございますので、JR東海との協議の結果、当初想定していたシールド区間が機構では実施しないということになったということに伴いまして、業務が減ったというものでございます。

○関野主査 それはJR東海の方が実施することになったと解釈すれば良いのですか。

○古谷課長 そうですね。そういうことになろうかと思えます。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 委員の皆様方、御議論ありがとうございます。事務局からは特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いしたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 退室）

（独立行政法人水資源機構 入室）

○事務局 続きまして、豊川用水二期用地補償支援業務の実施状況について、独立行政法人水資源機構用地管財部、敷根次長から御説明をお願いしたいと思います。

○敷根次長 独立行政法人水資源機構用地管財部次長の敷根です。本日は、よろしく申し上げます。

当機構の豊川用水二期用地補償支援業務につきましては、令和2年から3年度の事業を第1期とし、令和4年から5年度の事業を第2期として、市場化テストにより御指導いただいているところでございます。御礼申し上げる次第でございます。本日は、評価に当たりまして、実施状況の報告を御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

報告に先立ちまして、まず、豊川用水二期用地補償支援業務につきまして、業務と事業概要を簡単に御説明したいと思います。恐れ入りますが、資料のB-2を御覧ください。

最初に、豊川用水二期事業の概要について御説明いたします。資料B-2、右側の地図を御覧ください。豊川用水は、愛知県のかかなり広い範囲に建設されております。長野県の県境辺りを水源とし、そこから渥美半島の末端まで建設されており、幹線水路の長さが約140km、支線を含めると、約700kmあるような長大な水路でございます。この水路は、昭和40年代に建設いたしまして、当機構が管理しているわけですが、経年劣化等により老朽化が進んでおります。そういった中で、今後、用水の安定的な通水とか、今後、危惧される大規模地震に対する対策等を考えまして、現在、幹線水路を全線複線化する事業を行っているのが豊川用水二期事業でございます。

この事業の中で用地補償支援業務を実施しております。資料B-2、左側のほうに業務内容等を記載しております。この支援業務につきましては、事業に必要な土地の取得等及びこれに伴う損失補償を行う業務で、民間の事業者を受託していただき、事業を進めているところでございます。

続きまして、本題の実施状況報告の説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

I. 事業の概要等でございます。表1段目の事業概要につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

表の2段目、実施期間・評価期間について説明させていただきます。この用地補償支援業務は、2年間の契約ということで業務を行っておりますので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。今回、評価していただきますのは、令和4年度の1年間ということになります。

受託事業者は株式会社アクアテルスです。

契約金額は9,600万円でした。

入札の状況ですが、仕様書の取得業者は4者でしたが、応札した業者が2者となりました。

事業の目的は、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。

受託者の決定の経緯について説明させていただきます。資料請求は4者からありましたが、そのうち2者から申請書が提出されました。2者とも当機構が求める資格要件を満たしていることが確認され、開札の結果、予定価格の範囲だった1者が落札したところでございます。

続きまして、次のページ、II. 評価に関する項目の中の1. 事業の質に関する評価、(1) 実施状況及び評価につきまして説明させていただきます。今回、市場化テストを進める中

で、実施要領で、業務種別10項目について確保すべき水準を定め、資料の表に取りまとめております。各個別の説明は割愛させていただきますが、10項目の業務種別につきまして、業務の中で履行確認検査を行っております。具体的には、業務発注後、成果物を納めていただく際、その成果物を確認した上で委託料を支払うこととなりますので、その都度、履行確認検査を行っているところです。この履行確認検査の中でも、特段の指摘事項はございませんでした。また、毎月、業務打合せの中で、その月の業務実施報告も受けているところです。この毎月の業務実施報告の中でも、10項目の業務種別についてきちんと水準が確保されているかを点検してきているところでございます。総じて、全て適正に行われたということで評価できると考えているところでございます。

続きまして、(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項について、特記事項はありませんでした。

続きまして、2. 実施経費についての評価について説明させていただきます。(1) 従来経費ですが、市場化テストの対象となった、令和2年度発注前であります令和元年度の同業務の1年間の発注金額は5,200万円でした。実施経費について、今回2年間で発注した金額は、先ほど申したとおり9,600万円でしたので、これを1年分に換算すると4,800万円になります。従来経費と比較しますと、金額にして400万円、率にして7.7%の減となりました。

(2) 落札率の推移ですが、市場化テスト前が93.9%、第1期のときが85.4%、今回の第2期で83.5%と、順次、落札率の低下が図られているところです。

(3) 設計業務委託等技術者単価（以下、労務単価）の推移ですが、労務単価は、市場化テスト前に比べて1.1%ほど上昇しておりますが、経費ベースでは(1)のとおり、400万円の減となっており、市場化テストの効果があったものと評価しているところです。

続きまして、4ページ3. 評価のまとめです。(1) 評価の総括ですが、今回の市場化テストの対象として、令和4年度から令和5年度、これを第2期として実施しているところです。その中で、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」が示され、これに5項目の指針があります。この5項目について、判定を表にまとめました。

①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等の行為等がなかったかについて。当該業務改善命令等、法令違反等の行為等はありませんでした。

②当機構において、実施状況について外部有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えられているかについて。当機構では、一般競争入札について真に競争性が確保されているかの点検とか見直し、また透明性・客観性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるかの点検を行うことを目的に、外部の学識経験者で構成されている契約監視委員会を設置しておりますので、判定を丸とさせていただきます。

③入札に当たって競争性が確保されていたかについて、広く競争性を確保できるようなスケジュール、あと情報開示、業界団体に対して情報提供等を行い参入を促すといった取組を行い、2者応札であったことから、判定を丸とさせていただきます。

④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しているか、及び⑤経費削減の点で効果を上げているかについては、先ほど説明したとおり、それぞれ達成しており、効果も上げていることから、判定を丸とさせていただきます。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、当機構における豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要となる土地の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うといった目的は達成できているものと評価しているところでございます。

最後になります。(2) 今後の方針について、今まで説明したとおり、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準に達しており、おおむね良好な実施結果が得られていると判断しているところでございます。市場化テストにおいて、複数年契約の導入、配置予定管理責任者に求める要件の緩和、情報開示の充実を図り、第2期においては、配置予定管理責任者のさらなる要件緩和を行い、競争性が確保されたところであります。したがって、次期業務においては、指針に基づく終了プロセスに移行した上で、当機構自ら、より一層の公共サービスの質の向上、コスト縮減、事業の透明性を図っていく所存であります。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価案について、事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より事業評価案につきまして御説明いたします。資料B-1、評価案1ページをお願いいたします。

事業の概要につきましては、先ほど実施機関から御説明いただきましたので割愛いたします。

その下にございますⅡ評価につきましては、次の2ページにかけまして、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

2(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価の確保されるべき質の達成状況につきましては、表に記載されておりますとおり、一番上の項目、業務の打合せや、その下の土地・建物に関する調査業務から、ずっと続きまして、次の3ページにございます最後の附帯業務に至るまで、全ての業務におきまして適正に行われております。表の下の部分、民間事業者からの改善提案につきましては、市場化テスト実施以降になりますが、携帯型GPSを活用した用地調査の実施により、現地調査の効率性及び安全性が向上してございます。

4ページをお願いいたします。(3)実施経費につきましては、従前経費と比較して7.7%に相当します400万円を削減しております。その下のパラグラフ及び表でございまして、市場化テスト実施前の平成31年度と今期の令和4年度におきまして、本業務で適用しております労務単価の上昇がございました。表に記載されておりますとおり、技師(A)の労務単価で107.8%、技術員の労務単価で109.8%の上昇となっております。この労務単価の上昇ですとか、それぞれの実施時期における人日数、いわゆる人工数でございまして、それらをそろえた上で本業務の予定価格の算定を行いましたところ、令和4年度のほうが、平成31年度時点に比べて58万円増額となっているという参考資料としての位置づけでございまして。

(4)選定の際の課題に対応する改善につきましては、1者応札が継続しており、競争性の確保に課題が認められたところでしたが、入札参加資格における対象資格の拡大、実務経験年数の緩和、さらに複数年契約の活用等を行いましたことによりまして、今期、複数応札に至り、改善が認められたところでございます。

(5)評価のまとめ。経費削減効果につきましては、従前経費と比較して7.7%、単年度当たり400万円の削減が認められます。また、民間事業者の改善提案、次の5ページにございます業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきまして、全て適正に実施されるなどして達成しており、評価ができると考えます。

(6)今後の方針につきましては、以上のことから、本事業は「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、現在実施中の事業をもちまして市場化テストを終了することが適当であると考えます。また、市場化テスト終了後の事業実施につきましては、法律の対象から外れることとなるものの、これ

までの当委員会における審議を踏まえた上で、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等につきまして、機構自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

2者応札になってよかったと思いますが、一方で、もう1者出てきているほうが予定価を超えてしまっているような状況になっているようなのですが、危惧するのは、この予定価を超えてきてしまうというのは、1つの要因として業務量がしっかりと見積もれない等、そういうようなことがあって、応札はしてみたのだけれども、入札額が大きくなってしまったようなことが考えられるわけですが、この点何か分析されていますか。

○敷根次長 御質問、御意見等ありがとうございます。

一応1者のほうの業者につきまして、予定価格をオーバーしたわけなのですが、詳細な分析等については、今のところ行っておりません。ただ、委員の先生の方からありました業務量とか、そういったところについては、以前から募集した時点で過去の業務量等を開示すべくとかやっていますので、その辺ちょっとまた念頭に入れながら対応していきたいと思っております。

○小尾副主査 ありがとうございます。

今後、自ら実施するということになるわけですが、その部分は十分配慮いただいて、今後も進めていただければと思いますのでよろしく願いします。

○敷根次長 ありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。

総務省側の評価と実施機関で違うところが民間提案の話なのですが、携帯型GPSを使って用地調査をしたことが良かったというのが総務省側の意見ですが、これは単純に記載をしなかったというだけでしょうか。確認させていただきたいと思います。民間事業者からの改善提案は特になかったという記載でございます。

○関口課長補佐 御質問ありがとうございます。用地補償課の関口といいます。

総務省事務局からのものについては、1期事業というのですか、1期のときにそのような提案を受けてやっていただきました。今回、2期のときのものまでは記載がなかったものですから、2期の部分としては、ちょっと記載をしなかったということでございます。

○関野主査 ありがとうございます。

この評価は2期目の評価をしているのですよね。そうすると、やっぱり総務省の資料から除いたほうが良いか、または、これは1期目ですと注記をするか、どちらかだと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○事務局 事務局より補足をさせていただきます。市場化テストの実施によりまして民間事業者からの提案をいただいております。1期、2期を通じた上で事業を実施していただいているところでございます。そのため、市場化テスト実施前と比較して、民間事業者からの改善提案があった、効果があったということでは盛り込んでも差し支えないのかと考えてございます。

○関野主査 分かりました。では、そういうことであれば構わないと思います。ありがとうございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、終了とすることで監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(独立行政法人水資源機構 退室)

(農林水産省 入室)

○事務局 続きまして、現場技術業務の実施状況につきまして、農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室、土屋室長から御説明をお願いしたいと思います。

○土屋室長 いつもお世話になっております。ただいま紹介いただきました、農林水産省で施工室長をしています土屋と申します。よろしくお願いいたします。

では、私から、現場技術業務の実施状況につきまして御説明申し上げます。まず、資料についてですが、資料C-2という資料で業務の概要を説明させていただきます。資料3-1、こちらで現場技術業務の実施状況の内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、C-2を御覧になっていただきまして、こちらが現場技術業務等の業務内容という形になってございます。現場技術業務につきましては、農水省、沖縄総合事務局における国営土地改良事業の事業執行におきまして、事業の促進、また公共工事の品質確保を目

的として、工事の設計、監督、また関係機関との協議、事業実施に関する作業などを行うものとなっております。

図のほうの真ん中の図を見ていただきまして、こちらが事業所が行う業務となっております。国の職員自らが行う事業の進捗管理、予算管理、契約手続など以外の業務につきまして、民間事業者と連携して行う業務として、現場技術業務として実施しているところでございます。

このうち、監督支援型というのが、茶色のボックスがあるかと思えますけれども、こちらに関しまして、積算資料の作成とか工事の施工管理、また各種協議資料の作成といった監督員の作業を補助するものとなっております。

事業促進型、このピンク色がついているところですがけれども、監督支援型の業務に加えて、調査・測量・設計業務に対する調整であったり、工事に関する調整、地元への説明、関係機関との協議・調整など、これまで国の職員が行っていました業務、特に協議・調整に関する業務を発注者と民間事業者が連携して行うといったものになっております。なお、業務に関する最終判断につきましては、発注者の権限というふうな形になってございます。

資料の右側に、写真が3枚添付でございますけれども、こちらが業務のイメージという形になってございます。また、後ほど北海道開発局から説明がありますけれども、発注者支援業務（監督支援業務）として、北海道開発局において実施されてございます。

続きまして、資料3-1を御覧なってください。こちらが現場技術業務における実施状況を記載した資料となっております。1の概要の（1）の事業の概要についてですがけれども、現場技術業務につきましては、競争の導入による公共サービスの改善に関する法律の規定に基づきまして、平成3年度から複数年の契約期間で、（2）の対象業務のとおり、民間競争入札を実施しているところであります。今回の市場化テストの対象業務といたしましては、令和3年4月から令和6年3月までの複数年契約で実施してございます現場技術業務が対象という形になっております。よって、令和3年度には35件、令和4年度には13件、令和5年度には19件の、合計で67件の業務の件数という形になっております。

次に、別紙1を御覧ないただきまして、こちらは表がついてございますけれども、受託事業者に関しまして、こちらの表のとおりでございますので、御確認のほどお願い申し上げます。

続きまして、別紙2ですけれども、こちらのほうを御覧なっただきまして、これが確保されるべき公共サービスの質の資料になってございまして、この質に関しましては民間競争入札実施要領を定めてございまして、そちらの抜粋のほうを記載してございます。

次に、資料3-1の、また1ページのほうに戻っていただきまして、こちらが2の対象公共サービスの実施内容に関する評価のうちの(1)、対象公共サービスの質についての達成状況についてです。2ページを見ていただきますと、令和2年度に実施した現場技術業務の平均業務成績評定点と令和4年度までに完了した対象業務の平均業務成績評定点を比較しております。それが、おおむね同等の結果でありました。このため、質といたしましては、業務の目的がおおむね確保されているということを確認してございます。また、現在実施の対象事業につきましても、特段の問題は報告されてございません。このため、適切に業務が実施されているものと考えてございます。

次、資料2ページの3の実施経費についての評価です。本業務は、業務内容、業務量、実施期間等が異なっております。については、実施経費を比較することがなかなか難しいということがございますので、1者応札者と落札率の推移によって評価を行ってございます。1者応札者の推移につきましては、2ページ目の真ん中の表のとおりですけれども、こちらの表のとおり令和2年度と比較いたしますと令和3年度、また令和4年度は減少してございます。ただし、令和5年度につきましては、令和4年度よりも増加しているという結果となっております。平均落札率については、1者応札の推移と同様に、令和2年と比較いたしますと、令和3年度から令和5年度は減少してございます。ただし、令和5年度については、令和4年度よりも増加しているという形が見受けられるかと思えます。

また、3ページに移っていただきまして、対象業務の受注者に対してアンケート調査を行っております。このことについては、アンケートでは複数年度契約について意見をいただいているところです。各受注者の回答では、複数年度契約において「よい」との回答がほとんどでございまして、理由といたしましては、業務遂行に当たっての習熟度や労務管理、また、技術者確保の観点でメリットがあったとの意見がございました。併せまして、複数年度契約における経費削減の内容につきましても、業務着手に当たっての準備費用や契約手続費用等が削減できるとの意見をいただいております。

最後に、P3ページの5のまとめになりますけれども、民間競争入札として令和3年度から現場技術業務を実施しているところではございますが、平均業務成績評定点が、民間競争入札導入前の令和2年度とおおむね同等という形になってございます。については、業務

の質に関しましては確保されたと考えてございます。また、1者応札、平均落札率も令和3年度、令和4年度につきましては減少していることから、経費削減の効果も見られていると考えてございます。加えて、アンケート調査の結果からも、複数年契約において、受注者側の経費削減も図られたとの意見もいただいております。

3ページ目の(2)の今後の方針についてでございますけれども、官民競争入札を令和3年度から実施しているところでございますが、1者応札の割合が令和2年度より減少傾向にはあるものの、令和5年度につきましては令和4年度よりも増加しているということから、競争性の確保について改善が必要と考えてございます。引き続きまして、入札要件の緩和であったり、業務内容の明確化などの課題をはっきりさせまして、改善を図っていきたくてございます。

現場技術業務の実施状況の説明は以上になります。よろしく願い申し上げます。

○正野課長補佐 引き続きまして、北海道開発局から説明させていただきます。私、国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課で課長補佐をしています正野と申します。よろしく願いいたします。

私から発注者支援業務(監督支援業務)の実施状況について説明いたします。まず、お手元のC-2のポンチ絵の資料を御覧ください。この資料の一番下ほどにあります発注者支援業務(監督支援業務)といいますが、当方で実施している業務でございます。内容としましては、北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事实施の監督補助を行うことにより、当該工事の円滑な履行及び品質確保を図ることということといたしまして、下の①番、請負工事の契約の履行に必要な資料作成、②番、請負工事の施工状況の照合ですとか、④番、工事の検査実施の臨場ですとか、⑤番、⑥番といった様なことをやっております。

続きまして、資料の3-2の説明をさせていただきたいと思っておりますので、お手元に資料3-2を開いていただければありがたいと思います。

まず、1番の(1)番です。事業の概要ということで、監督支援業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定に基づき、令和3年度から単年度及び複数年で行う、(2)番にあります評価対象事業のとおり、民間競争入札を実施しているところであります。

今回の市場化テストの対象業務といたしましては、(2)にございますとおり、令和3年度においては、単年度で24件、複数年で3件、令和4年度におきましては、単年度で2

2件、複数年で2件、令和5年度におきましては、単年度で20件、複数年で4件の計75件実施してございます。

(3)を次に見ていただきたいのですが、受託事業者は(3)番のとおりになってございます。詳細につきましては、この資料の最後のほうに表をつけてございます。

続きまして、別紙1について御覧ください。お手元の資料の7ページになります。こちらで、確保される公共サービスの質については民間競争入札実施要領で定めておりまして、その抜粋を記載しているところでございます。

続きまして、資料3-2の1ページに再び戻っていただきまして、2ポツ、(1)の対象公共サービスの質についての達成状況について説明させていただきます。達成状況なので、すけれども、次のページにいていただきまして、2ページの真ん中ほどの表にあります。そちらを御覧ください。令和2年度に完了した監督支援業務の平均業務成績評定と、令和4年度までに完了した対象業務の平均業務成績評定を比較したものです。その結果、おおむね同等の結果でありました。このため、発注者が求める業務品質がおおむね確保されているということを確認してございます。また、現在実施中の対象事業についても、特段の問題は報告されていないため、適切に業務が実施されているものだと考えてございます。

続きまして、3の実施経費についての評価ですが、本業務は、業務内容、業務量、実施期間等が異なるため、実施経費を比較することは困難であることから、1者応札者と落札率の推移により評価してございます。応札者の推移については、表のとおりになっております。令和3年度、令和4年度とも全て1者応札でしたが、令和5年度は複数の応札となった業務もありまして、若干ではございますけれども、条件の緩和効果が出てきたものだと考えてございます。

続きまして、3ページにいてください。3ページの一番上の表にあります平均落札率についてですけれども、当初落札率については大きな変化がございましたが、その下の表にありますとおり、ウェブ会議の導入などによって実施経費が最終的に削減されるというふうになってきてございます。

続きまして、4ポツ、アンケート結果について説明いたします。過去15か年の間に監督支援業務を受注した業者15社からアンケートを取ってございます。大まかに説明いたしますと、4ページにいていただきまして、4ページのちょうど真ん中ほどに設問4というものがございます。ここで、どうすれば参加しやすくなるかというふうな設問でアンケートを取ったところ、担当技術者に求める資格要件の緩和といった意見がございました。

あと、その下に自由記載というところがございますけれども、単年度業務、複数年業務に係る情報としては、複数年度のほうが担当技術者の育成につながるといった意見があった一方で、労務費の動向が不透明な状況では単年度のほうが参加しやすいといった意見もありました。

続きまして、4ページが一番最後、最後のまとめになりますけれども、民間競争入札として、令和3年度から監督支援業務を実施しているところですが、平均業務成績評定点は、民間競争導入前の令和2年度とおおむね同等であったことから、業務の質が確保されており、また、経費削減効果も見られておりますが、競争性の観点では改善に至っていないという状況でございます。

今後の方針についてですけれども、民間競争入札を令和3年度から実施しているところですが、令和5年では複数者応札となる結果も出てきておりますが、依然として1者応札が多数を占めており、競争性の確保について改善が必要だと考えております。引き続き入札要件の緩和や業務内容の明確化など、課題を明確にして改善を図っていきたいと考えております。

監督支援業務の実施状況の説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価案について、事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案につきまして、資料C-1-1、C-1-2に基づき御説明いたします。本資料のIである事業の概要については、先ほど実施府省より御説明がありましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

まず、農林水産省所管現場技術業務の資料C-1-1を御覧ください。1ページ下段、評価概要です。市場化テストを継続することが適当です。競争性の確保において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えております。

次に、2ページ目、検討です。農林水産省及び内閣府より提出された令和3年度から複数年度契約期間で実施された業務までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提として競争性の観点から評価を行いました。

まず、(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価です。確保されるべき質の達成状況は、民間競争入札実施前と比較し、平均業務成績評定点が、実施要項において実績と認められる60点以上であることから、確保されるべき対象公共サービスの質は十分に確保されていると評価できます。

続いて、実施経費です。本業務は、それぞれの業務ごとに実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、民間競争入札実施前と評価対象業務の経費を直接比較することが困難なことから、1者応札の割合の推移により競争性の観点、平均落札率の推移により経費の削減の観点について評価を行っております。

まず、1者応札割合ですが、民間競争入札実施前の令和2年度に比べ減少傾向であります。令和5年度では増加しており、課題が残っております。また、令和4年度に追加された事業促進型については、1者応札率は減少傾向となっております。

平均落札率については、令和3年度は市場化テスト導入前より上回っているものの、令和4年度で下回る結果へと推移しております。

(5) 評価のまとめとしまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、平均業務成績評定点が、実施要項において実績と認められる60点以上であることから、十分確保されていると評価できます。一方、競争性の観点では、民間企業が参入しやすい環境づくりに取り組んできたところではありますが、1者応札の割合は、事業全体として見ると課題が認められました。

(6) 今後の方針です。以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な結果が得られたと評価することは困難です。そのため、次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

続いて、国土交通省の発注者支援業務についてです。資料C-1-2を御覧ください。評価1、概要です。結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適当であります。競争性の確保に課題が認められ、改善が必要であると整理しております。

2、検討に移ります。令和3年度から単年度及び複数年度契約で実施した業務までの実施状況についての評価となります。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価についてです。確保されるべき質の達成状況についてですが、民間競争入札実施前と比較し、平均業務成績評定点が、実施要項において実績と認められ60点以上であることから、適切に履行されていると評価します。

(3) 実施経費に移ります。本業務は、現場技術業務と同様の理由で、1者応札の割合の推移により競争性の観点、平均落札率の推移より経費の削減の観点について評価を行っております。1者応札の割合については、単年度契約及び2か年契約とともに、1者応札1

00%となっております。平均落札率については、民間競争入札実施前と比べて同程度を推移しております。

(5) 評価としましては、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、民間競争入札実施前と比較し、平均業務成績評定点が、実施要項において実績と認められる60点以上であるから、十分確保されていると評価できます。一方で、競争性の観点では、民間企業の参入しやすい環境づくりに取り組んでいるものの、1者応札割合の改善に至らず、課題が残っております。

(6) 今後の方針です。以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な結果を得られたと評価することは困難です。そのため、次期事業において課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いします。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございました。

御質問させていただきたいのですが、1点目は、国営土地改良事業の今後の見通しについて教えていただきたいです。今後どのぐらい継続して、あとどのぐらいの量が残されているのかということを知りたいと思います。それが1点目です。

2点目なのですが、どちらも今後、人材育成・人材確保と、あと質の担保が課題になってくると思うのですが、現在どのようにお考えなのか、また、どのような対策を、講じていらっしゃるようでしたら教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○土屋室長 農水省の土屋ですが、今いただきました2点についてですが、まず、国営土地改良事業の見通しというところですが、当方の事業に関しましては、各プロジェクトごとに1つの事業所が成り立っております、それが全国で例えば100程度とかあるような形になっているのですが、一つ一つのプロジェクトというのは、例えば10年とかという形のもので回っているのですが、そちらのほうが終わったら、また違う場所で事業を実施するような形になってございます。例えば農業用水路の補修とかしているわけなのですが、当然、水路とかの耐用年数が40年ぐらいなものですので、40

年ごとに直していくというプロジェクトを全国で実施していきますので、ある程度、施設がある限り継続して実施していくような形の仕事の内容という形になってございます。

2点目の人材育成・人材確保をどういった形で実施していくのかというところに関してなのですが、やはり我々職員としても、研修とかを通じまして人材確保なりをしているところではあるのですが、当然、事業所の職員自らが行うもの以外も、やはり人が少なくなってきたというところもございまして、民間の技術者と一体となって今実施してきているという形になっていきますので、そこは民間と共に人材の育成等を行っているような形にはなっております。また、人材の確保に関しましては、当然、国の職員に関しましては、採用人数等を確保しているところではございますけれども、それ以外の業務に関しましては、例えば非常勤の職員であったりとかというのもございまして、定年延長の職員も含めて確保している。それ以外の業務に関しましては、コンサルの方も支援いただいて、何とか業務を回しているというふうな状態になってございます。

○正野課長補佐 事業の継続性に関しましては、先ほど農林水産省から説明があったとおり、北海道開発局でも同じ事業をやっておりますので、今後、継続的に事業が進んでいくと考えてございます。

先ほど人材育成、職員の育成に関しましては、まさしく農林水産省と同じようなやり方で実施しております。あと今回、市場化テストで、監督支援業務を対象にしておりますので、それを受注された会社に取り組みやすいように、我々の監督のマニュアルですとか、契約のルールブックのようなものを整理しております、それを誰でも見られるようにしております。それを受注された方にもお渡しして、それを使って教育していくというふうな体制を取っているところでございます。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。

結果として継続ということは、特に異論はないのですが、どのレベルを目標にして改善を進めていくのでしょうか。質は今、両方とも良いということで、費用の面に関しましては、最近の物価の状況を考えると予定価格の中に入っていれば御の字ぐらいで、それほど問題ないと思っているのですが、ポイントは競争率かと思いますが、どのぐらいが現実的に掲げ得る競争率なのかというところの目標があるのかないのかということで、それがないと、いつまでもずっと続けるのかというのが分からなくなるという部分もあると思います。

あとやはり人材不足というのは、今も御指摘ありましたけれども、どこの業界でも非常に深刻になっていて、これからもよくなることあまりないだろうというふうになるのであれば、何か人手を減らすような抜本的な改革、そういったことをお考えなのかどうか、それについてお聞かせいただければと思います。

○土屋室長 農水省の土屋ですけれども、1つ今、目標という形で御質問いただきました。例えば当方の評価についてなのですけれども、現在、1者応札の割合という形でパーセンテージを示させていただいてございます。令和2年度は、1者応札の割合が72.7%であったものが、令和4年度には、例えば23.1%になり、令和5年度には、また上がって57.9%という形で、ある意味少し変動しているというところもございまして、適正値を我々持っているわけではございませんけれども、やはり50%は、こちらのほうは目標としていけたらなというふうに個人的には考えているようなところではございますが、目標という考え方に関しましては、もう少し内部で議論させていただいて、目標を設定するのが必要であれば考えていければと考えてございます。

2点目にいただきました人材不足というところに関しまして、やはりどの業界、まさしく建設業もそうですし、農業者もそうですけれども、どの業種でも人材不足が懸念されてございます。人手を減らすという観点からいきますと、2つ大きな方向性があるとは思っているのですが、1つ目には、業務量自体を減らすという形が1つあるのかなと思ってございまして、無駄な作業等に関しましては、できる限りスリム化を図っていくということを内部でも考えているところでございます。もう一つは、人手を減らすに関しては、代わりに、例えばある意味ICT的な形、AI等を活用いたしまして、なるべく人の手のかからない形の処理を行っていくという観点があるかと思います。そういったことも含めまして、ICT施工という形で、それぞれやはりAI等のドローンであったりとか、業務量自体を機械で代替できるというようなことも現在考えているところでございます。

○正野課長補佐 続きます、北海道開発局の正野から回答させていただきます。

先ほど、目標というところに関しましても、私どものほうでもなかなか明確な数字というのはないところではございますが、やはり私としては50%というふうなところを目指していきたいと思っております。ただ一方で、やはり御存じのとおり北海道に関しましては、非常にもう田舎のところもありまして、なかなか稚内ですとか網走だと、そういうようなところに関しては本当に人手不足というのも実情でございます。ですので、やはり

都会に比べると厳しい状況になってくるのではないかと認識しておりますが、可能な限り実施していきたいと、条件緩和を含めてやっていきたいと思っております。

あと人手を減らすような抜本的対策に関しましては、まずは工事のボリュームを減らすということで、工事の大ロット化を進めまして、工事本数自体を減らすと。それによって担当する本数が減って、ひいては今回の監督支援のような業務の削減にもつながってくる可能性があるということで、そういうことも含めて考えていきたいと思っております。

あと北海道は人手不足が進んでおりますので、工事の情報化施工、ICT施工が、もう最先端を行っているところでございまして、情報化施工の導入がすごく進んでおります。工事も少ない人手でできるようになっておりますし、あと、このような監督支援業務も、現場に行かずとも遠隔で確認できる、あとは遠隔での検査もできるというふうなことで、そのような面からの条件緩和も進めておるところでございまして。厳しい人手状況でございまして、様々な対策を練って対応していきたいと思っております。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

北海道の件で気になっている点が1つあるのですけれども、現状は1者応札ということで課題があるわけですが、実際に受注している業者が、この協会と言われているところがほとんどになっています。この協会のどういう組織なのかというのを調べると、実際に、そのほかに幾つか事業者が書いてあるわけですが、こういう事業者が会員になっている協会というような位置づけになっているようです。したがって、実質、この協会が事業を行っているのかということを見ると、そうではなくて恐らく下請けというか、再委託をして、ほかの事業者が事業を行っているような気がします。そういうような形を認めるとすると、現状の1者応札を崩すというのは相当難しくなるような気がするのですけれども、例えば再委託比率を極端に下げるというか、再委託をさせない、または再委託させない代わりにコンソで提案をすることを認めるというようなことというのは、実際に行われているのでしょうか。それとも今後そういうことを考えられているのでしょうか。

もし再委託の比率を下げていくと、1者で受けなければいけないとなるとなかなか大変なので、コンソを組む、複数事業者で共同提案を認めるというようなことをすれば、それは回避できるわけです。1者だけで受けなければいけないということではないので。そういうような形の提案を認める形になっているのか。それとも、もしそうでないとした場合

に、次回以降、そういう形での提案というのを認めることを考えられているのかというのをお聞きしたいということです。

○正野課長補佐 まず、最初のほうの質問にありました設計技術協会というところが、いろいろなとこに再委託しているのかというところですけども、そこは自らここが実施しています。なので、そこが幅広いほかのところの、書いている業者を使って実施しているというわけでは、まずないというところが前提になってきます。

先ほど、あと共同事業を認めるかというところの話なのですが、現状では共同事業が認められていない状況になっています。それは何でかと申しますと、今回、監督支援業務で現場に張りつく職員なのですけれども、実際やはり人手がすごく足りないので、1業務当たり1人ですとか、2人ですとか、そういうような人数が張りついているという形になります。ですので、あまり共同事業を組む意味がまずないのかなというところが1つ考えているところがありますのと、あと私ども農業の事業と申しますが、なかなか責任分担がしづらいというところがあります。個々の農家さんの土地に入って行って監督支援を行うという中で、2者の会社が共同で組んだ場合に、問題があった場合に、やはり責任分担ができないと考えてございまして、共同事業に関しては、なかなか難しいと考えているところでございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。

なかなか難しいとは分かるのですが、今回出てきている協会に、いわゆる会員としてほかの書かれている会社が結構入っているというようなところは少し気になる点なのです。何となくすっきりしないような気もするのですが、そこはどうお考えなのですか。

○正野課長補佐 すっきりしないというのは。

○小尾副主査 この協会を構成している会員の中に関連している事業者が、ここに今、名前が入っている事業者は、ほとんどこの協会の会員として加入をしている状況になっているわけですね。

○正野課長補佐 はい。

○小尾副主査 そうすると、協会が手を挙げるのだったら、うちは手をあげないようなこととか、実際に協会の構成からすると、例えば協会の会員になっている企業から、いわゆる出向という形で、こういう会社の人たちが行っている可能性もあると思いますので、あまり好ましくない形の調達になっているのではないかとということも考えられるわけですが、そこはどのような整理をされているのかというのをお聞きしたいのです。

○正野課長補佐 今回に関しましては、北海道土地改良設計技術協会という北海道の農業土木系のコンサルタントを緩くまとめたコンサルでありまして、そこから出向でほかの会社に行って、今回、監督支援を取るとか、そういうことは一切ありません。

○小尾副主査 そうではなくて会員企業から、この協会に人が出ているのではないかということですか。

○正野課長補佐 会員企業から協会に人が出ているというのも、協会はいろいろな会社で構成されていますので、やはり役職を担っていることはございます。まず、そこは。その上で、協会が手を挙げるから、ほかの会社が手を挙げないということは、私はそこはないと思っております、やはりそれを含めて本当に人手が足りない状況になっております。

○小尾副主査 分かりました。この後、継続ということになると思いますので、そこは今後できるだけ、ほかのところから言われぬような形の調達になっているかどうかということ少し精査をしていただいて、次の調達仕様に生かしていただければと思います。

○正野課長補佐 ありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。

大変難しい問題なのですが、先ほどの説明の中で、農水省のほうは、複数年契約は望ましいというアンケートが多くて、経費の節減にもつながるだろうという感じですが、北海道開発局のほうは、単年度契約のほうがよいというアンケートだろうと思いますが、これは今後、継続した場合に、北海道開発局は単年度で、非常に厳しいがために、2年後とか3年後を考えられないということかもしれないのですが、継続した場合には、単年度にしていきたいというお考えなのでしょうか。

○正野課長補佐 まず、正直申しまして、非常に悩んでいます。今回、世界情勢の不安定化に伴いまして、労務賃金の変動が物すごく、この一、二年で出ています。それ以前には、単年度と複数年、両方をやっていくのが望ましいと思っておりました。今回、この労務費の変動があまりにも激しい場合に、アンケートの結果によりますと、やはり複数年よりも単年度を望む声のほうが総じて多かったと。ただ、一方で複数年を望む声もあったというところもありますので、その本数のバランスというところは配慮していくのですが、単年度と複数年両方で続けていきたいと考えてございます。

○関野主査 ということは、工事の内容によって変えていこうという、また場所によって変えていこうということよろしいですか。

○正野課長補佐 両方あると思っております、やはりあまり都会から離れた場所に関しましては、複数年はなかなか人が張りつけない、つきたくないとかつけないというふうなことを当然、職員から上がってくる事例もあると聞いています。我々職員ですら、稚内とか網走に人事異動を出された場合に、断られるような事案もあるぐらいなのです。そういうところから考えて、そういう物すごい僻地に長い間行くというところが、もしかしたら、やはり実施しづらいのかなというのが1点。一方で、ある程度、継続した事業、大きな事業ロットがあるような都会近郊なんかは、複数年のほうを望む声もあるかと思っておりますので、その辺のバランスを見ながら考えていきたいと思っております。

○関野主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 委員の先生方、御審議ありがとうございます。事務局からは特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(農林水産省 退室)

— 了 —